

宿毛市における小中学校整備事業

【特定事業の選定】

2018年（平成30年） 10月9日

高知県宿毛市

目次

<u>1 事業概要</u>	2
(1) 事業名称.....	2
(2) 本事業の対象となる場所.....	2
(3) 事業内容.....	2
(4) 事業契約期間.....	2
(5) 事業方式.....	2
<u>2 特別目的会社の収入</u>	2
<u>3 市が実施する場合とPFI事業により実施する場合の評価</u>	2
(1) 特定事業の選定基準について.....	2
(2) 評価の方法.....	3
(3) 算定評価の結果.....	4
(4) 定性的評価.....	4
(5) 総合的评价.....	5
<u>4 市の担当窓口（問い合わせ先）</u>	5

宿毛市(以下、「市」という。)は、宿毛市における小中学校整備事業(以下、「本事業」という。)について、民間の資金、経営能力および技術的能力の活用により、小中学校等施設の整備を実現をするため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下、「PFI法」という。)の規定に基づき、本事業を特定事業として選定したので、PFI法11条第1項の規定により、その客観的評価の結果を公表する。

2018年(平成30年)10月9日

高知県 宿毛市長 中平 富宏

1 事業概要

(1) 事業名称

宿毛市における小中学校整備事業

(2) 本事業の対象となる場所

宿毛市桜町 18-19

(3) 事業内容

<特定事業>

(ア) プロジェクトマネジメント業務

(イ) 企画・設計業務

(ウ) 整備・開発業務

(エ) 維持管理業務

<付帯事業>

(オ) 事業者による自主提案業務

(4) 事業契約期間

<特定事業>

本事業の事業期間は、契約締結日から 2049 年 3 月末までとする。

<付帯事業>

民間事業者の提案による。

(5) 事業方式

本事業の事業方式は、B T O方式もしくはB O T方式、B T O方式とB O T方式の両方のいずれかで実施することを前提とするが、最適なリスク移転の観点から事業者の提案とし、提案された事業方式について市と協議を行い、決定するものとする。

2 特別目的会社の収入

S P Cの収入は、1 (3) に示す業務によるものとする。

3 市が実施する場合とP F I事業により実施する場合の評価

(1) 特定事業の選定基準について

本事業をP F I事業として実施することにより、市が直接事業を実施する場合

と比べて、効果的かつ効率的に事業が実施されると評価、判断する場合に特定事業として選定する。具体的な評価基準は、①契約期間における継続的な市の財政負担の効率化が期待できること、②定量的な財政負担が同一水準にある場合において、教育施設としての機能及びまちづくりの視点から公共サービスの水準の向上が継続的に期待できることの2点である。

(2) 評価の方法

本事業について、定量的に評価するにあたり、市が直接実施する場合（P S C：パブリック・セクター・コンパレーター Public Sector Comparator）とP F I事業により実施する場合を比較し、各方式における市の財政負担額の算出を行い、これを現在価値に換算することで、評価を行った。なお、この前提条件は、市が独自に設定したものであり、応募者の提案内容を制約したり、一致したりするものではない。

◆前提条件

	P S C	P F I
共通条件	①整備規模 合築校舎、小学校プール、宿毛小屋外運動場、宿毛中屋外運動場、公園、駐車場、駐輪場、部室棟、外構、技術棟 ②事業期間（特定事業）30年間、（付帯事業）提案による。 ③インフレ率 0% ④割引率 0.100% （国債10年利回りの直近3年分の平均を参考に設定した。）	
算定対象となる経費	①企画・設計費 ②建設費 ③施設解体費 ④工事監理費 ⑤維持管理費 （中規模修繕含む）	①企画・設計費 ②建設費 ③施設解体費 ④工事監理費 ⑤維持管理費 （中規模修繕含む） ⑥S P C組成維持費
設計・建設に関する費用	・本事業の整備内容を市の仕様及び過去の事例を基に算定。 解体・撤去費においても同様の方法で算定。	・市が従来 of 公共工事として発注する場合とP F I事業として実施した場合を比較した際に、設計・建設の包括発注によるスケールメリットからコストの効率化が

		図られることを想定し設定。
維持管理に関する費用	・本事業で整備対象となる施設の仕様及び過去の事例を基に算定。	・市が従来の公共工事として発注する場合とPFI事業として実施した場合を比較した際に、SPCが適切な維持管理を行うことで、従来よりも維持管理費の削減が見込まれることを想定し設定。
その他の経費		・SPCの組成維持費は、SPCの業務実態から国交省の単価により設定。

(3) 算定評価の結果

市は前述の前提条件を基に、市が直接事業を実施する場合とPFI事業により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。ただし、本事業で得られると想定されるリスク移転による効果は加味していない。

この結果、本事業を市が実施するよりも、PFI事業により実施する場合は、事業契約期間中の市の財政負担が4.9%程度削減されるものと見込まれる。

	P S C	P F I	V F M (%)
評価指数	100	95.1	4.9%

(4) 定性的評価

(ア) より良い教育環境の創出及びまちづくりに繋がる新たな価値向上

PFI方式による企画設計・整備開発から維持管理までの一貫したサービスの提供と性能発注により、民間事業者の創意工夫を引き出すことが可能となり、高い利便性・機能性が期待でき、利用者である生徒及び教職員等にとって、より良い教育環境の実現が期待できる。また、地域や家庭と連携した教育活動やICT及びIOTを活用した生活水準の向上を進めていくため、関係する全ての人々にとって身近に感じられ、親しみやすいような施設の実現、また、維持管理業務におけるサービスの向上の実現が可能になるものと期待できる。

(イ) 効率的な施設整備・維持管理の実施

P F I方式による施設整備は、企画設計、整備開発、維持管理までを一括して選定事業者が発注するため、それぞれ単体で発注する場合に比べて、選定事業者の有するノウハウや創意工夫が盛り込まれることから、より機能的な施設をより効率的に整備することが期待できる。また、施設のL C C（ライフサイクルコスト）の効率化や効率的な維持管理が期待できる。

(ウ) リスク分担の明確化による効果

本事業の計画段階において、あらかじめ発生するリスクを可能な範囲で想定し、その責任分担を市と選定事業者の間で明確にすることによって、リスク発生の抑制及びリスク発生時の被害額の抑制等が可能になることが期待できる。

(5) 総合的評価

本事業は、P F I事業により実施することで、民間事業者のノウハウや創意工夫を得ることになり、この結果、定量的な市の財政負担の効率化と定性的な公共事業への効果が期待される。

以上により、本事業を特定事業として実施することが適切であると認め、P F I法第7条に基づく特定事業として選定する。

4 市の担当窓口（問い合わせ先）

担当部署	宿毛市総務課管財係
住所	〒788-8686 高知県宿毛市桜町2番1号
電話番号	0880-63-0948
Eメール	sukumo@city.sukumo.lg.jp